



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次 (\*については県法規集掲載事項)

- 公安委員会規則
  - \*13 和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
- 告示
  - 931 生活保護法による施術機関の指定(福祉保健総務課)
  - 932 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の変更 (長寿社会推進課)
  - 933 " ( " )
  - 934 " ( " )
  - 935 日置川土地改良区の役員の就退任 (農村計画課)
  - 936 換地計画の決定 ( " )
  - 937 " ( " )
  - 938 " ( " )
  - 939 " ( " )
  - 940 日高川町営換地計画(東郷地区)の認可申請の適否決定等 ( " )
  - 941 平成18年度CALS/EC第1号公共工事等情報共有保管管理システム貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (技術調査課)
  - 942 採石業務管理者試験の実施 (砂防課)
  - 943 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 公安委員会告示
  - 41 警備員指導教育責任者講習の実施
- 選挙管理委員会告示
  - \*82 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正
- 公告
  - 和歌山県情報交流センターにおける指定管理者の募集 (情報政策課)
  - 入札公告 (技術調査課)
  - 開発行為の工事の完了 (都市政策課)

## 公安委員会規則

### 和歌山県公安委員会規則第13号

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年7月21日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳人

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県道路交通法施行細則(昭和47年和歌山県公安委

員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項及び第2項中「第74条の2第5項」を「第74条の3第5項」に改める。

第14条中「第74条の2第6項」を「第74条の3第6項」に改める。

別記様式第9号の6中「第74条の2第1項」を「第74条の3第1項」に改める。

別記様式第9号の7中「第74条の2第4項」を「第74条の3第4項」に改める。

別記様式第10号中「第74条の2第6項」を「第74条の3第6項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第931号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年7月21日

和歌山県知事 木村 良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
紀柔2-18	あかね鍼灸整骨院	紀の川市桃山町神田378	平成18.6.26

### 和歌山県告示第932号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条、第82条及び第115条の5の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の9第2号の規定に基づき公示する。

平成18年7月21日

和歌山県知事 木村 良樹

事業所の名称		変更があったサービス種類	変更年月日
新	旧		
JA紀北かわかみかつらぎヘルパーステーション	紀北川上農業協同組合かつらぎヘルパーステーション	訪問介護、介護予防訪問介護	平成18.4.1
根来山荘ケアプラセンター	根来山荘サービスセンター	居宅介護支援	平成18.4.1

皆楽園打田ケアプランセンター	打田町在宅介護支援センター	居宅介護支援	平成18.4.1
あいあいケアプランセンター	岩出あいあいサービスセンター	居宅介護支援	平成18.4.1
皆楽園友愛ケアプランセンター	打田町中央在宅介護支援センター	居宅介護支援	平成18.4.1
皆楽園岩出ケアプランセンター	岩出東在宅介護支援センター	居宅介護支援	平成18.4.1
介護サービスオーネット	介護サービス・オーネット	訪問介護、介護予防訪問介護	平成18.4.17
訪問介護シルバーネスト秋葉	有限会社シルバーネスト	訪問介護、介護予防訪問介護	平成18.5.1
ケアプランシルバーネスト	有限会社シルバーネスト	居宅介護支援	平成18.6.8

和歌山県告示第933号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条、第82条及び第115条の5の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の9第2号の規定に基づき公示する。

平成18年7月21日

和歌山県知事 木村良樹

事業所の名称 (変更があったサービス種類)	事業所の所在地		変更年月日
	新	旧	
愛光園デイサービスセンター(通所介護)	伊都郡かつらぎ町佐野1386	伊都郡かつらぎ町佐野1401-2	平成18.1.1
あけぼの在宅介護サービス(訪問介護、居宅介護支援)	田辺市上屋敷3-3-25	田辺市下屋敷町1-78	平成18.3.1
高陽園訪問入浴サービス(訪問入浴介護)	紀の川市打田13-42-1-101	紀の川市上田井1020	平成18.3.3
和柔整・橋接骨院(居宅介護支援)	和歌山市冬野11-98-23	和歌山市紀三井寺680-7	平成18.3.15
れもんケア橋本(訪問介護、介護予防訪問介護、居宅介護支援)	橋本市岸上557-5 レモンハウス103	橋本市神野々69-7-1	平成18.4.1
田辺市医師会在宅介護支援センター(居宅介護支援)	田辺市新屋敷町1-8	田辺市湊1426-4	平成18.4.10
ホームナースヘルプサービス(訪問)	和歌山市鳴神55-9 増田マンシ	和歌山市寄合町44 宮本ビル2F	平成18.7.1

介護、介護予防訪問介護)	ン205		
有限会社ホームナース(居宅介護支援)	和歌山市鳴神55-16	和歌山市寄合町44 宮本ビル2F	平成18.7.1

和歌山県告示第934号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条、第82条及び第115条の5の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の9第2号の規定に基づき公示する。

平成18年7月21日

和歌山県知事 木村良樹

変更事項	新	旧	変更があったサービス種類	変更年月日
事業所の名称	けんゆう相談センター	健佑訪問看護ステーション	居宅介護支援	平成18.4.1
事業所の所在地	東牟婁郡串本町串本1767	東牟婁郡串本町串本2383	居宅介護支援	平成18.4.1
事業所の名称	訪問介護シルバーネスト友	シルバーネスト友	訪問介護、介護予防訪問介護	平成18.5.1
事業所の所在地	和歌山市手平1-7-27	和歌山市中之島1603	訪問介護、介護予防訪問介護	平成18.5.1
事業所の名称	デイサービスシルバーネスト	ハイネスト友	通所介護、介護予防通所介護	平成18.5.1
事業所の所在地	和歌山市手平1-7-27	和歌山市中之島1603	通所介護、介護予防通所介護	平成18.5.1
事業所の名称	れもんケア海南	れもんケア野上	居宅介護支援	平成18.5.1
事業所の所在地	海南市日方字新浜1271-75	海草郡紀美野町下佐々64-8	居宅介護支援	平成18.5.1
事業所の名称	デイサービスセンター南紀	成樹園デイサービスセンター	通所介護、介護予防通所介護	平成18.6.1
事業所の所在地	西牟婁郡白浜町中1700-118	西牟婁郡白浜町富田1703	通所介護、介護予防通所介護	平成18.6.1

和歌山県告示第935号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、日置川土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成18年7月21日

和歌山県知事 木村良樹

1 就任した役員

職名	氏名	住所
理事	後呂豊	西牟婁郡白浜町日置982番地の23
理事	平雅夫	田辺市中三栖638番地の2
理事	松本崇	三重県南牟婁郡御浜町大字下市木3618番地
理事	小野重平	西牟婁郡白浜町田野井470番地
理事	東俣	西牟婁郡白浜町向平164番地
理事	田中英二	西牟婁郡白浜町大古198番地
理事	野久保太一郎	田辺市上秋津3747番地
理事	前嶋榮次	西牟婁郡白浜町矢田118番地の4
理事	平田真一	田辺市下万呂1040番地
理事	那須輝也	田辺市上三栖1250番地
理事	中橋隆夫	西牟婁郡白浜町安宅212番地
理事	瀧川洋	西牟婁郡白浜町塩野40番地
理事	横尾泰行	田辺市中三栖1556番地
理事	須本修平	西牟婁郡白浜町安宅59番地の1
理事	尾崎春己	西牟婁郡白浜町安宅369番地の8
監事	知原弘	西牟婁郡白浜町田野井828番地
監事	成川宗藏	有田市宮原町道232番地
理事	藤裏富治男	西牟婁郡白浜町口ヶ谷642番地の2
監事	裏垣壽男	田辺市中三栖1870番地の1

2 退任した役員

職名	氏名	住所
理事	後呂豊	西牟婁郡白浜町日置982番地の23
理事	田中勉	田辺市上三栖134番地
理事	松本崇	三重県南牟婁郡御浜町大字下市木3618番地
理事	小野重平	西牟婁郡白浜町田野井470番地
理事	東俣	西牟婁郡白浜町向平164番地
理事	田中英二	西牟婁郡白浜町大古198番地
理事	薮中正明	西牟婁郡白浜町田野井1164番地
理事	前嶋榮次	西牟婁郡白浜町矢田118番地の4
理事	平田隆一	田辺市下万呂1040番地
理事	坂本弘幸	田辺市上三栖748番地の2
理事	坂下守男	西牟婁郡白浜町矢田568番地の2
理事	瀧川洋	西牟婁郡白浜町塩野40番地
理事	洞正敏	田辺市中三栖875番地の1
理事	須本金彌	西牟婁郡白浜町塩野42番地
理事	二株正	西牟婁郡白浜町中嶋41番地
監事	知原弘	西牟婁郡白浜町田野井828番地
監事	成川宗藏	有田市宮原町道232番地
理事	藤裏富治男	西牟婁郡白浜町口ヶ谷642番地の2
監事	田中稔	田辺市中三栖2120番地の1

和歌山県告示第936号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営中山間地域総合整備事業恋野地区3-2号団地につき、換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定によりこの旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成18年7月21日

和歌山県知事 木村良樹

- 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 縦覧期間 平成18年7月24日から平成18年8月18日まで
- 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農村計画課、伊都振興局産業振興部農地課及び橋本市役所

和歌山県告示第937号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営中山間地域総合整備事業恋野地区3-3号団地につき、換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定によりこの旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成18年7月21日

和歌山県知事 木村良樹

- 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 縦覧期間 平成18年7月24日から平成18年8月18日まで
- 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農村計画課、伊都振興局産業振興部農地課及び橋本市役所

和歌山県告示第938号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営中山間地域総合整備事業恋野地区4号団地につき、換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定によりこの旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成18年7月21日

和歌山県知事 木村良樹

- 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 縦覧期間 平成18年7月24日から平成18年8月18日まで
- 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農村計画課、伊都振興局産業振興部農地課及び橋本市役所

画課、伊都振興局産業振興部農地課及び橋本市役所

**和歌山県告示第939号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営中山間地域総合整備事業恋野地区5号団地につき、換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定によりこの旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成18年7月21日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成18年7月24日から平成18年8月18日まで
- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農村計画課、伊都振興局産業振興部農地課及び橋本市役所

**和歌山県告示第940号**

日高川町営換地計画(東郷地区)の認可申請については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により当該申請を適当と決定したから、同法第96条の4及び同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定によりこの旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年7月21日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成18年7月24日から平成18年8月18日まで
- 3 縦覧場所 日高川町役場

**和歌山県告示第941号**

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び第167条の5の2並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、平成18年度CALS/EC第1号公共工事等情報共有保管管理システム賃貸に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成18年7月21日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調達物品  
公共工事等情報共有保管管理システム 一式
- 2 資格審査申請書類及びその配布方法等  
(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、

次のとおりとする。

- ア 競争入札資格審査申請書
- イ 情報システムの契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成16年和歌山県告示第1369号。以下「要綱」という。)第9条に規定する競争入札参加資格審査結果通知書の写し(入札参加資格があると記されたもの)
- ウ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
- エ 公共工事等情報共有保管管理システム賃貸に係る仕様書(以下「仕様書」という。)に対する提案書

(2) (1)のア、ウ及びエに掲げる申請書類の用紙と質問書については、県で定めるものとし、平成18年7月21日(金)から平成18年7月28日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く、毎日午前10時から午後4時までの間(正午から午後1時までの間を除く。)に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成18年7月31日(月)から平成18年8月2日(水)までの間(休日を除く。)に和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

**3 資格審査説明会の場所及び日時**

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県民文化会館中会議室

(2) 日時

平成18年7月28日(金)午前10時から

**4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所**

平成18年7月31日(月)から平成18年8月4日(金)までの間(休日を除く。)の午前10時から午後4時までの間(正午から午後1時までの間を除く。)に5に掲げる場所で受け付ける。

**5 資格審査申請書類の配布の場所**

和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課  
郵便番号 640-8585  
電話番号 073-441-3081  
ファクシミリ番号 073-428-1810

**6 申請書類に使用する言語**

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

**7 入札参加者の資格**

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 要綱に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加者資格名簿の登録区分「ハードウェア保守」に登録されている者であること。

ただし、登録されていない者にあつては、要綱第6条第2項に従い、4に定める資格審査申請書類の受付期限までに登録されている者であること。

8 資格審査の留意事項等

(1) 資格審査は、別冊「公共工事等情報共有保管管理システム賃貸借に係る競争入札参加資格審査申請説明書」に従い申請され受理した申請書類を審査することにより行うこととし、必要に応じてヒアリングを行うことがあるので留意すること。

なお、ヒアリングを行う場合は申請者あてに別途その旨通知する。

(2) 申請書類のうち提案書は、仕様書及び公共工事等情報共有保管管理システム賃貸借に係る提案書作成要領に準拠し、作成すること。

(3) 入札参加資格申請者が落札し本県と契約を締結した場合、本県の仕様書遵守を前提として、上記提案書の内容に拘束されるものとし、本県からの特段の指示がない限り提案書の内容を契約締結後変更できないものとする。

9 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、平成18年度CALS/EC第1号公共工事等情報共有保管管理システム賃貸借における競争入札参加資格結果通知書により平成18年8月11日(金)までに通知する。

10 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求められることができる。

(2) (1)の説明は、平成18年8月21日(月)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成18年8月25日(金)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

11 留意事項

入札の適正な競争性を確保するため、資格審査申請の結果、参加資格があることを確認された者が1者の場合は、

入札を取りやめることとする。

和歌山県告示第942号

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定により第35回採石業務管理者試験を次のとおり実施するので、採石法施行規則(昭和26年通商産業省令第6号)第8条の7の規定により公告する。

平成18年7月21日

和歌山県知事 木村良樹

1 試験実施場所

和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県民文化会館4階中会議室

2 試験実施期日及び時間

平成18年10月13日(金)午前10時から正午まで

3 受験願書の配布場所

和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課  
各振興局建設部

4 受験願書の提出期間

(1) 持参の場合 平成18年9月11日(月)から平成18年9月20日(水)までの期間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 郵送の場合 平成18年9月11日(月)から平成18年9月20日(水)までの期間(平成18年9月20日(水)までの消印のあるものに限る。)

5 受験願書の提出先

郵便番号640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課

6 受験願書の提出手続

受験願書に8,000円の和歌山県証紙を、受験票に返信用50円切手をそれぞれはり、写真(手札形とし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)を添付して提出すること。

7 問い合わせ先

和歌山県庁県土整備部河川・下水道局砂防課、海草振興局建設部管理課、各振興局(海草振興局を除く。)建設部総務管理課

和歌山県告示第943号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年7月21日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	指定位置	申請者 住所氏名	指定年月日	道路	
				幅員 メートル	延長 メートル

2878	岩出市清水字千代330番2の一部、331番1の一部、332番1の一部、336番1の一部、337番7の一部、水路	和歌山市太田480-1 ヤマイチエステート株式会社 代表取締役 山田茂	平成18.7.11	6.00 ～ 5.00	106.36
2887	紀の川市打田字築池1169番の一部、1170番の一部	紀の川市南志野248-6 有限会社グローバルシノミヤ 代表取締役 四宮要三	平成18.7.11	6.00	31.19

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第41号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成18年7月21日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

1 講習に係る警備業務の区分、実施日、場所及び定員

講習区分	講習期間	講習場所	定員
法第2条第1項第3号の業務に係る講習で、2に掲げる者を対象とするもの(以下「特例措置講習(3号)」という。)	平成18年8月21日(月)から平成18年8月24日(木)までの4日間	和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛	48名
法第2条第1項第1号の業務に係る講習で、2に掲げる者を対象とするもの(以下「特例措置講習(1号)」という。)	平成18年9月1日(金)から平成18年9月6日(水)までの土曜日及び日曜日を除く4日間	同上	24名
法第2条第1項第2号の業務に係る講習で、2に掲げる者を対象とするもの(以下「特例措置講習(2号)」という。)	平成18年9月11日(月)から平成18年9月13日(水)までの3日間	同上	19名

2 講習の対象者

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を有する者であって、和歌山県内に所在す

る営業所に所属するもの

3 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、下記の申出期間内に、(2)の注意事項厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課の受講受付専用電話(電話番号:073-423-3344)に電話し、受講希望の事前申出を行うこと。  
なお、申出期間中であっても、申出者の人数が定員の数に達したときは受付を締め切る。

申 出 期 間
平成18年7月26日(水)から平成18年7月28日(金)まで(各日も午前9時から午後5時までの間)

(2) 事前申出受付時の注意事項

- ア 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。
- イ 電話1回につき、受講希望者1人のみを受け付ける。
- ウ 申出は、受付担当者からの受講希望者に関する問い合わせ事項に即答できる者が行うこと。(即答できない場合は、受け付けない。)
- エ 申出の際は、受付担当者の問いに返答するのみとし、申出者から質問等はしないこと。この講習に関して不明な点がある場合は、事前に下記7の問い合わせ先へ確認しておくこと。

4 受講申込書等の提出に関する手続

(1) 提出期間等

提出期間	提出先
平成18年8月7日(月)から平成18年8月9日(水)まで(各日も午前9時から午後5時までの間)	和歌山県内の最寄りの警察署(受講申込者自身が提出すること。)

(2) 提出方法等

上記3により、事前申出を受付された者は、(1)に掲げる提出期間内に、次の書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること。(代理人による提出は受け付けない。)なお、当該提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合は、受講申込者に予定していることを無効とする。(当該提出期間内に提出することができない者からの提出期間変更等の要望には応じない。)

- ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書  
顔写真(6か月以内に撮影した無帽、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートル大のもの)をちょう付すること。
- イ 旧資格者証の写し
- ウ 当該営業所に属することを疎明する書面(営業所所属証明書)

(3) 手数料

手数料は、和歌山県証紙にて納付すること。なお、手数料は納付後、いかなる場合も返還しない。

- ア 特例措置講習(3号) 14,000円
- イ 特例措置講習(1号) 23,000円
- ウ 特例措置講習(2号) 14,000円

5 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。
- (2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に講習修了証明書を交付する。

6 講習業務の委託

講習は、社団法人和歌山県警備業協会(所在地 和歌山市西汀丁36番地)に委託して実施する。

7 問い合わせ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係  
電話：073-423-0110(内線 3027・3028)

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第82号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部を次のように改正する。

平成18年7月21日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

第1項の表中「中村病院」を「古梅記念病院」に改め、第3項の表中「社会福祉法人紀之川寮 紀之川寮」を「社会福祉法人紀之川寮 悠久の郷」に改める。

公 告

公 告

県が設置する公の施設「和歌山県立情報交流センター」における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成18年7月21日

和歌山県知事 木村良樹

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設(以下「施設」という。)の概要

(1) 施設が所在する建物等の概要

- ア 名称  
和歌山県立情報交流センターBig・U(以下「Big・U」という。)
- イ 所在地  
和歌山県田辺市新庄町3353-9
- ウ 規模、構造等
  - (ア) 敷地面積 46,640㎡
  - (イ) 構造 鉄骨造 地上2階建
  - (ウ) 延床面積 9,515.64㎡
- エ 入居機関

Big・Uは、次の入居機関による複合施設である。

- (ア) 和歌山県立情報交流センター
- (イ) 和歌山県教育センター学びの丘(以下「教育センター」という。)
- (ウ) 和歌山県立紀南図書館(以下「図書館」という。)

(2) 施設の概要

- ア 名称  
和歌山県立情報交流センター
- イ 規模  
Big・Uのうち、次に掲げる部分を除外した部分とする。
  - (ア) 教育センターが独占的に使用する部分
  - (イ) 図書館が独占的に使用する部分
- ウ 入居機関
  - (ア) 和歌山県企画部IT推進局情報政策課情報交流センター分室
  - (イ) 国立大学法人和歌山大学紀南サテライト部
  - (ウ) 放送大学和歌山学習センター田辺教室
  - (エ) 特定非営利活動法人情報セキュリティ研究所
  - (オ) SOHOブースに入居するSOHO事業者
  - (カ) その他県が必要と認める団体等

2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) その他仕様書に記載する業務

3 指定期間

平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間

4 申請資格

- (1) 申請資格を有する者は、指定期間中安全円滑に施設を管理運営し、かつ和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例(平成16年条例第44号。以下「管理条例」という。)第1条に規定する施設の設置目的をより効果的・効率的に達成することのできる法人その他の団体とする。

なお、個人は、申請資格を有しないので留意すること。

- (2) 複数の団体が共同する組織(以下「コンソーシアム」という。)による申請の場合には、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
- (4) 施設における指定管理者の募集に係る現地説明会(以下「現地説明会」という。)に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、代表となる団体が現地説明会に参加していれば申請できるものとする。

5 欠格条項

次の各号のいずれかに該当する団体が行った申請については、無効とする。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムが行った申請についても無効とする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- (2) 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)に、次の各号のいずれかに該当するものがある団体
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)等による手続を行っている団体
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる活動を行う者
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、本県から入札の参加資格を取り消されている団体

6 和歌山県立情報交流センター指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)及び和歌山県立情報交流センター指定管理者仕様書(以下「仕様書」という。)並びに現地説明会に関する事項

(1) 募集要項及び仕様書の配付

ア 県庁における配付

(ア) 配付期間 平成18年7月21日(金)から平成18年8月3日(木)までの間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間(ただし、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に定める休日を除く。)

(イ) 配付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館2階

和歌山県企画部 I T 推進局情報政策課

イ 施設における配付

(ア) 配付期間 平成18年7月21日(金)から平成18年8月3日(木)までの間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間(ただし、管理条例に定める休館日(以下「休館日」という。)を除く。)

(イ) 配付場所 田辺市新庄町3353-9 和歌山県立情報交流センター

和歌山県企画部 I T 推進局情報政策課情報交流センター分室

(2) 現地説明会に関する事項

ア 現地説明会

(ア) 日時 平成18年8月4日(金)午後1時から

(現地説明会に参加することが申請の条件となります。)

(イ) 場所 (1)イ(イ)と同じ。

情報交流センター会議室(予定)

イ 現地説明会の内容

(ア) 募集要項及び仕様書の説明

(イ) 施設の見学

ウ 留意事項

(ア) 指定管理者募集に係る資料一式を持参すること。

(イ) 参加者多数の場合、日時及び場所を変更することがある。

(ウ) 1団体の参加者は、2名以内とすること。

(3) 現地説明会への参加のための手続

現地説明会への参加を希望するものは、募集要項添付の参加申出書に必要事項を記入の上、次の手続により提出すること。

ア 参加申出書の提出方法

(ア) 提出期間 平成18年7月21日(金)から平成18年8月3日(木)までの間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間(ただし、休館日を除く。)

(イ) 提出場所 (1)イ(イ)と同じ。

(ウ) 提出方法 提出場所に持参すること。

7 問い合わせ先

〒646-0011 田辺市新庄町3353-9 和歌山県立情報交流センター

和歌山県企画部 I T 推進局情報政策課情報交流センター分室

電話 0739-26-6711

FAX 0739-26-6712

入札公告

平成18年度CALS/EC第1号公共工事等情報共有保管管理システム賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第72号。)第6条の規定に基づき公告する。

平成18年7月21日



和歌山県知事 木村良樹

## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度及び事業番号  
平成18年度CALS/EC第1号
- (2) 調達物品の名称及び数量  
公共工事等情報共有保管管理システム 一式
- (3) 調達物品の仕様等  
入札説明書による。
- (4) システム設置場所、納入場所  
和歌山県庁南別館(仮称)他、県が指定する場所
- (5) 納入期限  
平成19年3月31日

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成18年和歌山県告示第941号に規定する公共工事等情報共有保管管理システム賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。

## 3 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課

- (2) 日時  
平成18年7月21日(金)から平成18年7月28日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く、毎日午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

## 4 入札説明書を交付する場所及び日時等

- (1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所  
3の(1)に同じ。

イ 日時  
3の(2)に同じ。

- (2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成18年7月31日(月)から平成18年8月2日(水)までの間(休日を除く。)に和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

## 5 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県民文化会館中会議室

- (2) 日時  
平成18年7月28日(金)午前10時から

## 6 一般競争入札執行の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりと

する。

ア 入札場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県民文化会館402会議室

イ 入札日時  
平成18年8月31日(木)午前11時から

ウ 開札場所  
アに同じ。

エ 開札日時  
イに同じ。

- (2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の平成18年度CALS/EC第1号公共工事等情報共有保管管理システム賃貸借における競争入札参加資格結果通知書の写しを持参することとする。

- (3) 郵送による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の平成18年度CALS/EC第1号公共工事等情報共有保管管理システム賃貸借における競争入札参加資格結果通知書の写しを同封の上、平成18年8月31日(木)午前9時30分までに和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課へ必着するように行わなければならない。

## 7 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

## 9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から

第95条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 留意事項

入札の適正な競争性を確保するため、1者のみが参加する入札は取りやめることとする。

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3081

ファクシミリ番号 073-428-1810

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Nature and quantity of products to be purchased:

System that shares, keeps, and manages information in public construction etc.

1 Complete System

(2) Date and time for tender: 11:00 a.m. 31 August 2006

(3) Contact point for the notice:

Engineering Affairs Research Division at Prefectural Land Development Policy Bureau in Prefectural Land Development Department of Wakayama Prefectural Government,  
1-1 Komatsubara-dori, Wakayama City, 640-8585 Japan

TEL 073-441-3081 (Facsimile 073-428-1810)

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成18年7月21日

和歌山県知事 木村良樹

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井字口長野1601番6、1601番7の一部、1606番、字奥尾後1883番2の一部、1883番7の一部、1883番13の一部、里道敷
許可を受けた者の住所及び氏名	田辺市新庄町2345番地の5 田辺米穀株式会社 代表取締役 田上憲一